

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2026年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	5	表1-1に記載のアセスメント結果の確定時期と、各章（6.1.4、7.1.4、8.1.4、9.1.8）に記載の時期が不一致のようです。	表1-1に記載のアセスメント結果の確定時期が正です。頂いたご意見を踏まえ、本業務マニュアルへ反映いたします。
2	6	アセスメント結果の確定時期はN+4月中旬頃と見直されているが、詳細が記載された各項目の内容および業務手順全体図ではN+4月上旬頃の記載となっている。	アセスメント結果の確定時期はN+4月中旬頃が正しいです。頂いたご意見を踏まえ、業務マニュアルへ反映いたします。
3	10	システム稼働時間について、ペナルティ倍率の切り替わりタイミングであるため平日に加え休日にあたる火曜日も稼働していただけだと認識しておりますが、祝日対応ともなりますので、祝日の前日対応もご配慮いただき 9時～18時の稼働時間の拡大を検討いただけないでしょうか。 また、稼働時間の拡大が不可の場合、火曜日が祝日の場合は、ペナルティ倍率の切り替わりのタイミングを翌営業日に変更すること不可以でしょうか。	システムの稼働時間については今後の検討の参考にさせて頂きます。容量停止計画につきましては、計画の変更が発生した場合に遅滞なく登録してください。
4	10	現行公表されている「容量市場システムマニュアル # G010 共通操作 8章 エラー・メンテナンス画面（6）多重ログインエラー画面」の件となりますがご質問させていただきます。 現行、1事業者に10アカウントのみ使用可能となっており、1アカウントで複数ログインは出来ない仕様だと認識しております。そのため、実需給断面にて算定諸元を追加・変更提出する場合、アカウント数が不足するため、追加することは可能でしょうか。または、同一アカウントで複数のログインが可能となる仕様に変更していただけますでしょうか。	頂いたご意見は今後の検討の参考にさせて頂きます。
5	11	容量停止計画の対象について、「『その他要因（発電設備自体の作業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等）』による電源等の停止」も含まれると記載があり、その理由について以前確認した際に「容量確保契約約款10条に提出理由としている」と回答いただいております。そもそも容量提供事業者が起因でない停止についてもアセスメントの対象とすると整理した理由をご教示いただきたい。	供給力維持のリクワイアメントでは、実需給期間において必要とする供給力確保の観点から、容量提供事業者起因でない停止を含め、供給力を提供できない日数の上限を8,640コマ（180日相当）としています。
6	12	1.4.2.1 リクワイアメントの対象となる余力について、「容量停止計画（出力抑制に伴う停止計画は除く）を提出していない範囲のコマにおいて、小売電気事業者等が活用しない余力がリクワイアメント対象となります。」と記載されている。容量停止計画のうち、出力抑制に伴うもののが、どのように把握されているのかご教授いただきたい。	容量停止計画の登録があるが、小売電気事業者等が活用しない発電余力が存在する場合に、出力抑制に伴う停止計画であると判定いたします。小売電気事業者等が活用しない発電余力は容量確保契約約款にも記載がありますが、以下とおりです。 小売電気事業者等が活用しない発電余力 = アセスメント対象容量又は提供する供給力の最大値のいずれか低い値 - 発電計画値
7	12	気海象等、不可抗力に伴う燃料制約により入れきらなかった低予備率アセスメント対象コマは市場応札リクワイアメントの対象外としていただきたい。 (容量確保契約約款の第17条第1項(2)vi「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」への該当)	容量確保契約約款第17条第1項の記載のとおり、事業者の責によらない燃料制約又は充電制約がある場合でも、低予備率アセスメント対象コマにおいては、卸電力取引所等に売り入れする量を減少できないものとしてあります。
7	12	燃料制約におけるリクワイアメントの設計思想は、kWh不足を回避するため事業者に燃料調達を促すこと理解しています。 一方で、燃料制約が発生する多くの要因は台風等の自然現象によるものであり、事業者にとって不可抗力で発生する制約に対しペナルティを科すことは当初の目的と異なると考えます。 また、リクワイアメントを守るために足元のkWを優先した結果、在庫が設備限界まで到達した場合、更なるkW不足に陥る可能性があります。 そのため、事業者の責によらない燃料制約については低予備率アセスメント対象コマであってもリクワイアメントの対象外としていただきたい。	容量確保契約約款第17条第1項の記載のとおり、事業者の責によらない燃料制約又は充電制約がある場合でも、低予備率アセスメント対象コマにおいては、卸電力取引所等に売り入れする量を減少できないものとしてあります。
8	13	市場応札リクワイアメントについて、市場応札の容量を減少させることができる場合として、「水力発電において、河川法にもとづく河川管理者からの指示等に従い、洪水による災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講じた結果、入れできる容量が減少する場合」と記載されている。 この記載内容について、河川状況が平常の状態においてリクワイアメント対応できない場合はこの対象にならないと理解しているが、その理解を踏まえると「水力発電において、大規模な出水や台風による影響等により河川状況が平常の状態ではなく、河川法にもとづく河川管理者からの指示等に従い、洪水による災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講じた結果、入れできる容量が減少する場合」という記載にした方が適切かと考えるがいかがか。	頂いたご意見を踏まえ、業務マニュアルへ反映いたします。
9	27	現行公表されている「容量市場システムマニュアル # G00一括登録・変更の4章一括登録・変更対象」ファイルのCSVの例・注意事項のP13及びP16に1度にアップロードできる上限レコード数の制限の記載は残っていますが、「容量市場業務マニュアル実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2025年度）」のP28に記載されていた「注釈10（登録がNGとなった場合の対応方法）」が2026年度案からは削除された理由としては、容量市場システムの上限レコード数の制限がなくなり、今後、受付エラーNGは発生しないと認識してよろしいでしょうか。認識相違ない場合は、容量市場システムマニュアル # G00一括登録・変更の4章一括登録・変更対象ファイルのCSVの例・注意事項を修正お願い致します。 ①前年マニュアルにおける「注釈10」の記載は削除されていますが、引き続きペナルティ倍率の修正は受け付けていただけるでしょうか。 ②①について、受付していただける場合は、引き続きメール送付による修正依頼で宜しいでしょうか。別の方法として、問い合わせフォームなどで修正依頼でしょうか。または、異議申立時にまとめて修正依頼すれば宜しいでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。  <ご参考> 容量市場業務マニュアル実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2025年度） <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/241212_2025_gyouumanual_rikuwaiamento_antei.pdf">https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/241212_2025_gyouumanual_rikuwaiamento_antei.pdf</a>	容量市場システムの上限レコード数の制限については、変更しておりませんので、上限レコード数を超える場合はファイル分割を行い、複数回に分けてアップロードをお願いします。 容量停止計画の登録を前週火曜日の17時までに開始した場合、登録完了（OK）が後日になったとしても、前週火曜日の17時までに登録されたものとしてシステムでは認識されますが、以前は容量停止計画の登録から登録完了までに時間を要していましたため、登録結果「NG」の場合の確認・再登録時間等を考慮して注釈10を記載してありました。 現在はシステムの処理性能が改善され、登録完了までにかかる時間が短縮されておりますので、注釈10は削除させていただきましたが、頂いたご意見を踏まえ、前週火曜日の17時までに容量停止計画の登録が完了されたと判定される条件等について、注釈10として本業務マニュアルへ反映いたします。 なお、容量停止計画は追加・変更があった場合には判断の都度すみやかに容量市場システム上に登録・修正いただくなるものとなっており、登録用CSV作成時の例・注意事項や、アップロードしたファイルが正しく登録されていない場合（登録結果「NG」）のエラー内容の確認方法等はシステムマニュアル（※）にて公開済みですので、適切にご登録をお願いします。 (※) <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_yourousystem_kiyaku_manual.html">https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_yourousystem_kiyaku_manual.html</a>
10	28	容量停止計画の登録区分について、容量市場システム（実需給期間前向け）と容量市場システム（実需給期間向け）で表現が異なる箇所がある為、統一できないでしょうか。具体的には、容量市場システム（実需給期間前向け）では「初回登録」、容量市場システム（実需給期間向け）では「新規登録」と同じ意味で表現及び登録区分の値が異なっております。	頂いたご意見を踏まえ、「新規登録」に統一することとし、容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編の次回改訂時に反映いたします。
11	44	容量停止計画の登録期限について、仮に自動的に登録漏れを検出した場合には、登録漏れ通知を受領していくとも、対象実需給月+1月の第16営業日までに、修正と合わせて登録対応を実施することになります。一方で、登録漏れ通知を受領した件名のみ別の登録期限とされた場合、通知のあったものとなかったものの仕分けが必要となり、かつ締切期限が増えると負担増加となるため、容量停止計画の提出期限と容量停止計画の修正・登録期限の期日を2025年度のとおり榆えていただけるとありがたく存します。なお、前述の対応が難しい場合、来年度のスケジュールが今年度から変更となった背景（登録漏れ通知のみ、別日に登録する理由）をご教示いただけますと幸いです。	容量停止計画につきましては、計画の変更が発生した場合に遅滞なく登録いただくこととしており、基本的には発生しないものと考えております。仮に登録漏れが発生していた場合は容量停止計画の修正に加え、発電計画、発電上限も修正が必要となる場合があります。その期間を想定し、修正・登録期限の期日は現行の設定としております。登録漏れ確認結果通知メールが通知された場合は、通知日から第5営業日までに容量停止計画の修正・登録をお願いします。
12	47	更新後のマニュアル（案）で、「2.4.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録」に通知日から第5営業日までに登録とあるが、通知日が明確に記載されていないため、「2.4.1.1 差替先の容量停止計画の整合性審査結果の受領」の項目にメールの送付時期を記載していただきたい。（例 対象実需給月+○月の○頃）	容量停止計画につきましては、計画の変更が発生した場合に遅滞なく登録いただくこととしております。本機関にて審査を都度実施し、差替先の容量停止計画の整合性審査結果が不合格の場合はメールを送付いたしますので、速やかに修正ください。
13	58	発電上限登録について、1点要望がございます。現在発電上限値は1つのみの登録となっていますが、市場応札リクワイアメントと日数カウントリクワイアメントで異なる発電上限値が発生する場合があると認識しております。  例) 出力抑制が発生している火力発電機（起動停止は可能）について、バランス停止中に広域予備率が低下した場合 市場応札リクワイアメント：発電上限値は予備率低下通知を受領してから最速の起動カーブとなる 日数カウントリクワイアメント：発電上限値は出力抑制を考慮した最大電力となる (事前に起動指令を受信すれば起動し、最大電力を提供できるため)  つきましては、それぞれ個別に登録できる形としていただけないでしょうか。現在1つの発電上限値のみ登録し、市場応札リクワイアメントもしくは日数カウントリクワイアメントで発生したリクワイアメント未達成量については異議申立てをして対応しておりますが、2種類の発電上限値を登録できれば、異議申立てを省略できると考えております。	ご指摘いただいた事例の場合は、「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」の(例5)低予備率アセスメント対象コマにおいて、発電上限値が電源の提供できる供給力の最大値を下回っている場合に該当すると考えられるため、発電上限を電源が提供できる供給力の最大値に修正していただけになります。加えて、バランス停止中にあっては、「5.1.1.1 市場応札量の登録」に記載の『電源の起動時間』を報告していただくことで、本機関にてアセスメント時に一定の考慮を実施しています。それでもなお、本機関にて通知したリクワイアメント未達成量やリクワイアメント未達成コマに異議がある場合は、異議申立てを実施してください。
14	80	5.1.1.1 市場応札量の登録の場合、市場応札量の登録依頼の通知メールが送付されるが、4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録の場合は、通知メールが送付されない。同じ算定諸元の登録であるため、通知してもらいたい。 3.1.2.1 発電計画・発電上限の確認、3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録の場合、マニュアルには通知メールの記載はないが、発電計画・発電上限の確認依頼メールが送付されている。	登録依頼のメールについては、2024年度から開始となった実需給期間業務のサポートの位置づけであり、基本的には容量提供事業者にて業務マニュアルをご確認いただきながらスケジュール通り業務を実施していただくことを想定しております。市場応札量や発電上限・発電計画を含む登録依頼メールのあり方については、今後の検討の参考にさせて頂きます。

15	111	111ページ以降のヘッダーの記載が「電広域的運営推進機関」となっております。 「電力広域的運営推進機関」が正式名称かと存じますので、修正いただきますと幸甚です。	頂いたご意見を踏まえ、業務マニュアルへ反映いたします。
16	138	容量市場システムの各画面でCSVファイルでのデータの授受(ダウンロードやアップロード)、各種リクワイアメントの異議申立等の業務について、システム連携（API等）可能な仕様に変更いただきたいです。また、システム連携機能の実装が難しい場合は、現状事業者側で多大な工数を要している、アセメント仮確定結果の確認に関するシステムを改修頂きたいです。具体的には、アセメント仮確定の結果確認においては、弊社で保持している各種リクワイアメント（容量停止計画、市場応札、供給指示）のリクワイアメント履行状況のデータとの照合が必要になります。ただし、現状の容量市場システムの仕様では、事業者単位で全電源のコマ毎のリクワイアメント履行状況のデータを一括でダウンロードできず、クリック数及びCSVダウンロード数がかなり多く、適切な確認・判断にかなりの工数を要している為、対象月のアセメント仮算定データの電源等識別番号ごとに1か月分の全コマデータの一括ダウンロード機能を実装いただきたいです。 なお、容量市場システムへの上記一括ダウンロード機能の実装が難しい場合は、貴機関からのメールにアセメント仮確定結果のデータをCSV等のデータを添付頂く等の運用にて代替することで、業務の省力化・より精度の高い業務推進を図れるよう検討いただきたいです。	頂いたご意見は今後の検討の参考にさせて頂きます。